　　　十日町市高齢者外出支援サービス事業実施要綱

平成17年４月１日

十日町市告示第83号

　（目的）

第１条　この告示は、歩行が困難な高齢者に対して、タクシー等の利用料金の一部を助成することにより、外出支援を行い、高齢者が住み慣れた地域社会の中で、引き続き生活していくことを支援し、もって高齢者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

　（対象者）

第２条　この事業の対象者は、十日町市に住所を有し、一般の交通機関を利用することが困難な65歳以上の者で、介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する要介護状態区分が要介護３、４又は５と認定された者とする。ただし、特別養護老人ホームに入所している者を除く。

　（事業の実施）

第３条　この事業は、前条の対象者に対して、高齢者外出支援タクシー等利用券（以下「利用券」という。）を交付するものとする。

　（助成の申請）

第４条　利用券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者外出支援タクシー等利用券交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

　（利用券の交付等）

第５条　市長は、前条の規定による申請を審査し、対象者であると認めるときは、高齢者外出支援タクシー等利用券交付決定（却下）通知書（様式第２号）により、申請者に利用券を交付するものとする。

２　利用券による助成方法は、次のとおりとする。

　(1)　利用券は、対象者１人につき1年度に12枚交付する。ただし、年度の途中において対象者となった者は、月割で計算した枚数を交付する。

　(2)　利用券１枚当たりの助成額は700円とし、タクシー等の利用１回につき複数枚の利用券を使用することができるものとする。

　(3)　利用券の有効期間は、交付のあった年度の末日までとする。

３　利用券を使用できる事業者（以下「タクシー事業者等」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項の許可を受けた同法第３条第１号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者で本市と契約をしたもの又は同法第79条の登録を受けた同法第78条第２号の自家用有償旅客運送を行う者で本市と契約をしたものに限る。

４　交付を受けた利用券を紛失した場合であっても、再交付は行わないものとする。

　（費用の請求）

第６条　タクシー事業者等は、利用券による乗車があったときは、請求明細に利用券を添えて、本市に請求するものとする。

２　前項の請求は、１箇月ごとに当該月の翌月10日までに行うものとする。

　（届出義務等）

第７条　利用券の交付を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、保有している利用券を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

　(1)　第２条の要件に該当しなくなったとき。

　(2)　死亡したとき。

　(3)　利用券を破損又は汚損し、使用できなくなったとき。

　(4)　利用券を紛失したとき。

２　市長は、前項第３号の届け出があったときは、未使用分と同数の利用券を、再交付するものとする。

　（利用券の回収等）

1. 市長は、次の各号の一に該当するときは、対象者から利用券を回収することができるものとする。

　(1)　不正な方法で助成を申請したとき、又は利用券を使用したとき。

　(2)　第７条第１項の規定による届け出をしないで、利用券を使用したとき。

　（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、平成17年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、合併前の松代町外出支援サービス事業実施要綱（平成14年松代町告示第６４号）、及び松之山町外出支援サービス事業実施要綱（平成14年度松之山要綱）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

　　　附　則（平成22年十日町市告示第73号）

　この告示は、平成22年4月1日から施行する。

　　　附　則（令和２年十日町市告示第23号）

　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和３年十日町市告示第29号）

　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和５年十日町市告示第19号）

　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

高齢者外出支援タクシー等利用券交付申請書

年　　月　　日

十 日 町 市 長　 様

申請者　住　所　十日町市

氏　名

次のとおり、高齢者外出支援タクシー等利用券の交付を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 氏　　名 |  |
| 住　　所 | 十日町市  （行政区　　　　　　　　　　）  電　話 |
| 生年月日 | 年　　月　　日　　（　　　歳） |
| 要介護状態区分 | | ３　・　４　・　５　（被保険者番号　　　　　　　　　） |
| 備　　考 | | |

様式第２号（第５条関係）

高齢者外出支援タクシー等利用券交付決定（却下）通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

申請者　住　所　十日町市

氏　名　　　　　　　　　　　　様

十日町市長

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった高齢者外出支援タクシー等利用券の交付について、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 氏　　名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 住　　所 | 十日町市  （行政区　　　　　　　　）  電　話 | | |

※　利用の可否

１　利用を認めます。

２　利用を認められません。

〔理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕